

## 平成20年度 第1回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

1 開催日時 平成20年7月8日(火) 15:00~16:30

2 開催場所 市役所5階大会議室

3 出席者

委員：渡邊会長、秦副会長、有吉委員、片岡委員、加藤一雄委員、加藤禮子委員、坂上委員、城下委員、神野委員、續木委員、檜垣委員、平田委員、山内委員  
(13名)

事務局：福祉部 部長・神野、  
介護福祉課 課長・神野、主幹・武方、副課長・加藤、係長・藤田、  
地域包括支援センター 所長・曾我部、副所長・三木、副所長・藤田

傍聴者：4名

4 会議内容 (1) 平成19年度の実績について  
(2) 新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について  
(3) その他

5 議事録

部長あいさつ (概要)	現行の「新居浜市高齢者保健福祉計画」は、介護保険事業を包含した高齢者保健福祉に関する総合的な計画として、平成17年度に策定されましたが、今年度が計画期間の最終年度であることから、要介護認定者数や給付費、新予防給付、地域支援事業の効果等を検証し、本市が取り組まなければならない課題を明らかにした上で、今後の介護保険事業及び高齢者福祉施策の方向性を示す新たな計画を策定しなければなりません。 委員の皆様方には、計画の見直しに当たりまして、忌憚なくご議論いただきますようお願いを申し上げます。
会長	みなさん、こんにちは。本日、平成20年度の第1回目の新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会をご案内いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。只今、福祉部長からのご挨拶の中にもありましたよう

<p>事務局</p>	<p>に、今年度は計画の見直しの年となっておりますことから、新居浜市との間で、計画策定支援の業務委託契約を締結いたしております委託業者（以下「委託業者」という。）を、今年度開催する会議にオブザーバーとして出席させていただきたいとの事務局からの依頼がございました。このことについて、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、委託業者の会議出席について説明をさせていただきます。</p> <p>介護保険制度と密接な関係でございます福祉・医療・保健、こうした分野の制度設計や枠組みには変貌著しいものがございます。1つには「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改定されましたこと、2つ目には後期高齢者医療制度が導入されましたこと、3つ目には療養病床の再編成等がございます。このような中、計画の見直しをする上で求められますものは、第3期計画の評価や分析を的確に行え、関係する他計画との連携・整合性を図った上で、適正な将来像を見極めることの出来る高度な専門知識であり、豊富な情報であり、優れた実績であり、柔軟な創造性であります。このため、第4期計画策定を支援するための業務をコンサルタント業者に委託することといたしました。</p> <p>この委託業者の選定につきましては、6月2日に、企画提案書とプレゼンテーションにより決定する、いわゆるプロポーザル方式により審査を行いまして、参加5社の中から業務遂行能力の優れた委託業者に決定いたしました次第でございます。つきましては、本協議会におきまして計画策定についてご審議いただくわけでございますが、その策定作業を円滑に進めるため、策定支援の業務にあたる委託業者をオブザーバーとして本協議会に出席させていただきたいと存じます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、計画策定支援の業務委託契約を締結いたしております委託業者が、今年度開催いたしますこの会議にオブザーバーとして出席することにつきまして、ご承認いただけましたでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なし）</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、出席して頂くということにいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、委員の皆さんの出席状況をご報告いたします。本日の会議は、委員数15名に対し、出席委員12名で、推進協議会の設置要綱第6条の会議の成立要件であります過半数以上の出席を満たしておりますことをご報告申し上げます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、ただいまから議事に入りますが、委員の皆様方の忌憚のない活発なご意見を賜りますようお願いいたします。まず、議題の（１）であります「平成１９年度の実績について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、資料に基づいて１９年度の介護保険事業実績について報告いたします。まず、資料の２ページ目をご覧ください。</p> <p>認定関係の数値でございますが、平成１９年度末の新居浜市の高齢者３１，９６０人で、高齢化率は２５．４％となっております。認定者数については、６，７３６人で、要支援１、２の要支援者が１，６５９人、要介護１から５の要介護者が５，０８０人となっております。サービスの利用者数は５，３９９人、利用率は８０．２％となっております。</p> <p>サービス関係についてですが、在宅サービスの利用ベスト３は、平成１９年度も過去同様に訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の順となっております。在宅及び施設の利用者実数は、在宅４，４６２人、施設９３７人となっております。</p> <p>次に、平成１９年度の介護保険特別会計の決算状況について説明いたします。資料の３ページをご覧ください。平成１９年度決算は歳入９４億７，０５８万９１０円に対し、歳出９３億７，６９８万７２７円で決算し、余剰金９，３６０万１８３円については、平成２０年度へ繰越としております。国庫支出金、支払基金交付金については、翌年度精算により、５，２６９万２，９８４円を償還、８３０万６，０７９円の追加交付を予定しております。それぞれ平成２０年度会計で精算することとしております。</p> <p>支出の主なものとして、総務費１億８，５２１万７，８３３円は、地域支援事業費及び一般会計における人件費を除いた介護福祉課の人件費、事務費、認定審査会等にかかる経費となっております。保険給付費は、８９億８，４３６万４，７７２円で、平成１８年度から実施しております地域支援事業については、標準給付費見込額の２．３％の２億４８６万８，０００円を計画しておりましたが、１．３８％の１億２，２８６万７，５０１円の執行となっております。</p> <p>続いて、財政安定化基金拠出金は、平成１７年度までは、県の安定化基金に一定割合を拠出しておりましたが、平成１８年からは、基金運用の見込がたったことにより拠出が不要となっております。この３，５８９万７千円は、平成１５年度から１７年度の第２期の保険料不足分として、１億７６９万１千円借り受けた財政安定化基金貸付金の償還金の額です。これは無利子で２０年度までの３カ年で償還しております。これで２年目の償還の金額です。</p> <p>次に、収入をご覧ください。保険料は、１６億８，４９１万９４０円となっ</p>
------------	--

<p>事務局</p>	<p>ております。現年度の徴収率は98.7ポイントとなり、前年度同率となっております。介護給付費の国庫負担金、県費負担金、2号保険料の支払基金交付金、新居浜市の一般会計からの繰入金については、翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。</p> <p>また、地域支援事業に対する交付金、一般会計繰入金についても介護給付費同様に翌年度精算を除いてルールに基づき決算されております。繰越金4,352万3,498円は、平成18年度の余剰金を繰越したものでございます。平成19年度末の介護準備基金残高は、7,701万7,281円で、平成19年度からの余剰金からの繰越金から国費等の翌年度精算を行った残り4,921万3,278円を平成20年度に積み立てる予定にしておりますので、その分を含めた現時点の介護準備基金の残高は1億2,623万559円になる見込となっております。</p> <p>それでは、事業計画から介護給付費を見てみます。資料の6ページをご覧ください。平成19年度については、給付費全体におけるサービスの占める割合と、平成18年度との対前年比を示しております。間を開けて、その右が、事業計画と実績との金額ベースの差を、また執行率を示しております。</p> <p>平成18年度から第3期の事業計画に入り、高齢者保健福祉計画2006に基づいて執行してまいりました。保険給付費につきましては、事業計画89億2,388万9千円に対し、89億8,436万5千円の実績。執行率は100.7%となっております。6,047万5千円の超過となっております。また平成18年度と比べまして2%、1億9,694万円3千円増加しております。ほぼ計画額での執行となっており、伸びも鈍化傾向となっているのではないかと考えております。</p> <p>事業計画と大きく違ったものは、対計画の執行率では、増えた方で、認知症対応型通所介護の429%、高額介護サービス費の204%、金額では、通所介護の3億4万1千円の増、グループホームの9,390万5千円の増、減った方では、執行率で、夜間対応型訪問介護15%、額では、通所リハ▲1億4,951万3千円、療養病床▲7,605万2千円、訪問介護▲7,438万3千円となっております。</p> <p>7ページ以降は、サービス別の推移のグラフを載せておりますのでご確認いただければと思います。</p> <p>次に、高齢者福祉一般施策の実施状況を説明させていただきます。資料の16ページをご覧ください。</p> <p>まず、生き生きデイサービス事業ですが、別子山地区を対象としたデイサービス事業です。月2回実施し、登録者22人、延べ利用者数は、332人</p>
------------	--

で、決算額は132万8千円となっております。

次に、老人短期入所事業ですが、高齢者を介護している介護者が病気や入院などの理由により、一時的に在宅介護が困難になった場合、介護保険サービスでの老人短期入所事業に続き、1年間に1回限り、介護保険利用日数を含め連続30日の利用ができるというものです。平成19年度の利用者は3名で40日間の利用がございました。決算額は12万2千円です。

次に、福祉電話貸与事業です。安否確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者の方で、市民税が非課税の方に、電話を貸与するものです。平成19年度は、44台貸与し、決算額108万4千円となっております。

次に、緊急通報体制整備事業です。これは、安否の確認が必要と認められるひとり暮らしの高齢者に、緊急通報装置を設置するものですが、平成19年度は396台設置し、緊急の対応救護が6件、救急が5件ございました。決算額は257万9千円です。

次に、見守り推進員活動事業についてですが、これは、地域ぐるみでひとり暮らしの高齢者を見守る体制を作っていこうとするものです。社会福祉協議会へ委託し、概ね1週間に1回見守りを行っております。平成19年度は、209人の見守り推進員により、3,843人の独居高齢者の見守りを行いました。決算額は353万6千円です。

次に、ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業です。6ヶ月以上ねたきりまたは重度の認知症の状態にある65歳以上の高齢者を在宅で介護している市民税非課税世帯の方を対象に慰労金を支給しております。平成19年度は、108人の方に対し延べ937ヶ月分を支給いたしました。決算額は537万4千円となっております。

次に、ねたきり老人等整髪サービス事業についてです。6ヶ月以上ねたきりや認知症の状態にある人を対象に、年2回を限度に、訪問理美容を受けることができるサービスです。平成19年度は、延べ309回、203人の方が利用しました。決算額は136万3千円となっております。

次に、老人クラブ助成事業です。平成19年度は単位老人クラブ数137団体、所属会員8,380人で、決算額は537万4千円となっております。平成19年度は、市の補助金公募において一部採択されたため、昨年度と比較して増額となっております。

次に、老人集会所整備事業についてです。平成19年度は2箇所の自治会館の新築があり、テレビ等の備品整備を行いました。決算額は47万1千円です。

次に、老人広場整備事業です。地域での老人広場の使用において、赤土などの支給をするもので、平成19年度は、4箇所へ支給いたしまして計9万

<p>事務局</p>	<p>9千円となっております。</p> <p>最後に、笑いの介護予防促進事業です。高齢者の健康づくりに対する啓発や閉じこもり等による認知症、寝たきり予防対策のため、介護予防に期待のもてる「笑い」の健康効果に着目し、高齢者の皆さんに大いに笑っていただける介護予防寄席を開催する事業を平成18年度から実施しております。19年度は市内4箇所で開催し、650人の方の参加がございました。決算額は120万円となっております。平成19年度の高齢者福祉施策全体の決算額は23,156千円となっております。以上で、「高齢者福祉一般施策実施状況」の説明を終わります。</p> <p>続きまして、資料の17ページの地域支援事業についてご説明いたします。</p> <p>まず、介護予防特定高齢者施策事業費についてですが、これは、介護に至る前の虚弱な高齢者の方々に対し、介護予防の事業を実施しまして、介護の認定者数を増やさないという目的の事業でございます。平成19年度は、リストアップされた対象者は1,262人で、通所介護予防事業に参加された方は46人でした。</p> <p>次に、介護予防一般高齢者施策事業ですが、一般高齢者の方に対する介護予防の普及啓発を行う事業で、介護予防教室を16回開催、延べ384人の方に参加しました。決算額は226万9千円です。</p> <p>次に、総合相談権利擁護事業は、高齢者の方が尊厳をもって暮らせるように権利を守る権利擁護業務、及び介護に関する相談や健康・福祉・医療に関する様々な相談に応じる総合相談業務ですが、地域包括支援センター協力機関の受付分も含め3,323件の新規相談を受け付け、その内、継続的に支援をしたケースが192件で、決算額は25万3千円でした。</p> <p>次に、包括的継続的ケアマネジメント支援事業ですが、介護支援専門員を対象にした研修会を3回開催し、延べ276人が参加いたしました。また、地域ケアネットワーク推進協議会を61回開催し、決算額は24万2千円です。</p> <p>次に、地域包括支援センター管理事業費ですが、主に職員の人件費及び備品購入費で、決算額は8,066万2千円です。</p> <p>次に、介護費用適正化事業費ですが、主に介護費用適正化のために事業所に対する指導を行う職員の人件費で、決算額は1,690万2千円となっております。</p> <p>次に、家族介護教室事業ですが、介護実習等の教室を43回開催し、参加者は延べ961人で行っていただきました。決算額は129万円となっております。</p> <p>次に、認知症高齢者見守り事業ですが、徘徊高齢者の早期発見、事故防止</p>
------------	---

<p>事務局</p>	<p>のために、位置情報検索ができる専用端末を家族に貸与するものですが、平成19年度の実績としましては2人、決算額4万3千円でございます。</p> <p>次に、ねたきり老人等衛生品支給事業ですが、これは、6か月以上ねたきりや認知症の状態にある人を在宅で介護している介護者に、紙おむつを現物で支給する事業でございますが、決算額は840万7千円で、平成20年3月の支給者数は495人となっております。</p> <p>次に、成年後見制度利用支援事業については、昨年度の利用実績はございませんでした。</p> <p>次に、福祉用具住宅改修支援事業でございますが、昨年度利用された方は22人でした。要介護になられた方が住宅改修を行う際の書類申請を支援する事業で、決算額は4万4千円でございます。</p> <p>次に、配食サービス事業ですが、決算額は766万7千円で、配食数は33,399食でございます。1日1食、週5日を限度といたしまして自宅まで食事を配達しまして、併せて安否確認を行う事業でございます。概ね65歳以上の独居の高齢者の方、高齢者のみの世帯の方が対象となっております。心身の状況や環境により栄養改善が必要とされる人に対し補助を行うものですが、平成20年3月末現在で、登録者数は326人となっております。</p> <p>次に、介護相談員派遣事業ですが、決算額は51万円です。市から委嘱を受けた介護相談員が、利用者の方から話を聞いて、事業者へ橋渡しすることで、問題の改善や介護サービスの質的向上を図る活動をしております。平成19年度は、延べ334人を派遣しております。</p> <p>地域支援事業全体の決算額は、1億2,286万8千円となっております。</p> <p>続きまして、資料18ページの保健センター実施分について、ご説明いたします。平成18年度より、65歳以上の方につきましては、介護保険法に基づきまして、介護予防に資する事業が実施されておりますことから、一部の事業に関しましては、40歳から64歳までの方を対象としております。</p> <p>まず、健康手帳についてですが、40歳以上のすべての方を対象に交付いたしております。平成19年度の実績は、1,100冊となっております。</p> <p>次に、健康教育ですが、個別健康教育の実施実人員は20名で、高脂血症に関することが延べ80人、糖尿病に関することが延べ24人の計104人でした。集団健康教育は、実施回数130回で、4,174人の方に実施しております。</p> <p>次に、健康相談ですが、各病気に重点をおく重点健康相談と総合的な健康相談に分かれております。重点健康相談は、65回、延べ869人の方に実</p>
------------	--

	<p>施しております。総合健康相談は、278回、1,818人の方に実施いたしました。</p> <p>次に、健康診査についてですが、平成19年度実績は、基本健康診査11,173人、胃がん検診619人、肺がん検診633人、大腸がん検診7,027人、子宮がん検診519人、乳がん検診395人、骨粗しょう症検診88人、成人歯科検診701人となっております。集団検診、総合検診という形をとって、受診率のアップに努めておりますが、なかなか実績が伸び悩んでいる状況です。子宮がん検診に関しましては、平成17年度より国から2年に1回の実施ということになりましたので、人数が減っております。乳がん検診につきましても、平成15年度までは触診による診察だったものが、平成16年度からはマンモグラフィという機器による診断方法に変わり、受診できる人数が限られるようになったため減っております。</p> <p>最後に、訪問指導についてですが、要指導者が266人、個別健康教育で訪問するものが240人、閉じこもり予防のための訪問が66人、介護している家族の方の訪問が27人、寝たきりの方で訪問しているところが14人、認知症がある高齢者の方のところへ76人、その他51人の計740人となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。事務局から平成19年度の実績について説明がありました。ご質問・ご意見を頂きたいと思っております。</p>
<p>委 員</p>	<p>「認知症対応型共同生活介護」の給付費が、平成12年の介護保険からスタートしたときは少なかったが、途中からどんどん増えだしています。</p> <p>それから、「夜間対応型訪問介護」「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型居宅介護」は、地域福祉政策を進めるという事業で、市が去年から強化していくという事業だと思っております。</p> <p>厚労省は介護保険料に跳ね返ってくるからと、施設はあまり作らないという方向で参酌標準も出てくるかもわかりません。</p> <p>そういう状況の中で、この4事業のこれまでの取り組み等わかる範囲で報告していただきたい。グループホームは当分の間は新規開設は認めないという方向でしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今期の第3期高齢者保健福祉計画2006の中では、施設の整備を認めていません。これは平成26年度の目標設定が、施設を要介護2以上の方の37%以内にするという目標があり、その目標に基づいて出した新居浜市の推計人数が、ほぼ目標数値まできてるので、これ以上は施設の建設は行わないと</p>



	<p>というのが現行の計画です。認知症対応型共同生活介護の平成19年度の給付費は、平成18年とほぼ同じです。それまでずっと右肩上がりであったものが、現行計画では参酌標準に基づきますと施設建設がないので給付費も変わらないわけです。国の方では37%という基本指針は変更するつもりはないと断言されていますので、まだ出てはませんが、本市の介護度の推移をみてこの枠が出来るかどうか、平成26年度までの目標設定がどうかということと変わっていくのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>小規模多機能型居宅介護の今の進捗状況の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>小規模多機能型居宅介護ですが、新居浜市で今現在8か所計画しております。19年度に開設したところが1か所ございまして、20年度に開設したところが1か所、あと1か所は施設整備を行ったのですが職員の確保が十分でないため、まだ開設には至ってない状況です。あと5か所については、6月に公募を行い、1か所の応募があります。現在、事業計画書を確認しております、地域密着型サービス運営委員会の方で計画を審査して決定したいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今説明がありましたように小規模多機能型居宅介護は8か所計画しているが、採算があわないために、各事業所がなかなか手を出せない。また、介護職員の人手不足もあり、説明にもありましたように、1か所は施設は出来たが開設を少し待っているという状況です。全国的にみてもこのような状態がある。大都市部でも特養、老健をつくったが介護職員がいなくて100人の施設をつくっても30人しかスタッフを入れていない。もう閉鎖しないといけないというところもあるというのが実態です。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、年金や医療が、国の方でも問題視されています。福祉の財源がないということで切り詰められて、国民の中でもものすごく不安がある。こういった中で、この原因は何かと言えば少子高齢化です。このままでいくとどんどん高齢化していきます。昭和22年から24年生れの団塊世代があと5年したらみな退職して65歳になる。このときはどうなるのか。5年後、10年後、15年後に介護職員もいなくなるのではないかと、そして、施設に入りたくても入れないという事態が起きる。新居浜市の高齢化率は25.4%、愛媛県の高齢化率は25.06%です。新居浜市の高齢化率は愛媛県の高齢化率と比べ</p>

	<p>て0.36ポイント高い。愛媛県の第3の都市であって高齢化率が高い。非常に高齢化が進んでいるというのが、新居浜市の現状です。これからいくと、要介護者もどんどん増えていく。高齢者が増えてきている中で、新居浜市全体で特養は7箇所で510床、老健は4箇所で340床、一方、要介護認定の数を見ると、19年度では、要介護4は796人、要介護5が886人、合計で1,682人です。おそらく要介護4・5になると、在宅での介護は大変ですから、多くの介護者の方が施設に入れたいと思われているのではないのでしょうか。しかし、施設は空いていないというのが現実です。このところは保健福祉計画の見直しの中で、どれだけ特養を増やす必要があるのか、介護保険が必要なのか協議して下さい。国の参酌標準が出てくると思いますが、新居浜市の高齢化の現状、介護認定の数の状態把握が必要です。行き場がない介護難民になっている人がたくさんいるのが現状です。でも、健康老人からみると、保険料を上げるのは困るという、この折衷案でどこまで施設を認めていくかということが、今後の課題となっています。</p> <p>それともうひとつ、若い人が介護・看護の職に魅力を感じていない。希望者も少ない。介護職員が足りないわけですから、5年後、10年後、15年後と外国人をどんどん入れないと介護する人がいないという現実から、施設もサービスの質の問題も課題となっています。これらを参考に協議していくことを課題としてもらいたい。</p>
<p>会 長</p>	<p>現状の問題点や課題についてご指摘いただきましたが、他にございますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>第3期の計画の中で平成20年度の介護認定者の推計を、6,755人という推計をしております。実数としては6,736人ということで総数とすれば非常に近い推計にはなっておりますが、内訳としては重度化しています。現実には要介護2～5の37%といわれております参酌標準とした数が現実的には推計した人数より上回っています。特養510人、老健340人、介護型の療養施設56人、グループホーム254人をすべて足すと1,160人ということになります。現実には参酌標準とはギャップが生まれてきていることは事実です。今後、第4期の中でどのように考えていくかということが重要なことだと認識いたしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>次の議題にいきます。それでは平成19年度は報告通りの実績で推移したということでご了承いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは平成19年度の実績は報告の通りで推移したということをご了承いただきました。</p> <p>では次に議題の(2)であります「新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、ご説明いたします。</p> <p>それでは資料の19ページから22ページをご覧ください。まず、「介護保険事業計画」は介護保険法の規定に基づき3年を1期として計画内容を見直す必要があり、また、老人福祉計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければなりません。</p> <p>本年は、平成18年度から平成20年度までの「第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」の最終年となりますため、平成21年度から平成23年度までの第4期計画を策定する必要が生じております。</p> <p>なお、この第4期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となります平成27年度の高齢者介護のあるべき姿を念頭におきながら、平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けという性格を有しており、介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取組みを一層推進することが求められております。</p> <p>また、今回の計画策定に際しては、平成18年6月の「健康保険法等の一部を改正する法律」により、老人保健計画と一体のものとして作成する規定が削除されたこと、及び、老人保健法の全面改正に伴い、従来の老人保健事業は平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康増進法」に移行され実施されていることから、第4期計画は、第3期に策定された老人保健計画関連の施策内容について事業評価を行い、その結果状況を盛り込むとともに、移行された法律との調和を図りつつ策定することとなります。</p> <p>なお、計画策定における着眼点としては、1つめに、予防重視型システムへの転換により開始された介護予防、地域支援事業についての評価及び見直し、2つめに、介護保険制度への信頼性を高め、将来に渡って安定して継続していくための、地域の実情に応じた効果的な適正化事業の推進。3つめに、介護療養型医療施設の廃止や医療療養病床の介護保健施設への転換等の対策。4つめに、他の計画との連携、整合性を図ること等が大切になってくるものと考えております。</p> <p>資料の23ページをご覧ください。次に、本計画策定のスケジュールですが、まず、7月下旬頃にアンケートの実施を予定しており、一般高齢者用、</p>

	<p>要介護者の居宅用及び施設用、2号被保険者用の4種類に分けて実施いたします。調査内容につきましては、第3期計画時の調査項目を基礎として、重複する項目を省くとともに、地域密着型サービスの利用など現在の状況に合った内容に手直ししております。また、事業者への新規事業参入の意向調査も併せて行うこととしております。</p> <p>次に、アンケート結果の分析並びに給付分析及び事業量推計を実施し、10月下旬頃に、第1回目の計画素案をお示ししたいと考えております。そして、愛媛県との調整を進め、12月中旬頃には、より完成度の高い計画素案をお示しした上で、パブリックコメントを実施できればと考えており、来年の2月下旬頃には、パブリックコメントの結果を踏まえた上での計画素案をお示しし、第4期計画策定のための協議を終了する予定としております。以上で、説明を終わります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。事務局から新居浜市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について説明がありましたが、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>療養病床の再編成についてですが、この転換について現在の把握している状況を説明してください。</p>
事 務 局	<p>県から依頼があり、昨年の1月と今年の3月～4月にアンケート調査を実施したのですが、今の時点ではどこの施設も白紙状態です。</p>
委 員	<p>介護型は平成23年までに全部廃止になるんですよね？</p>
事 務 局	<p>そうです。</p>
委 員	<p>長期間病院で過ごしていると帰る場所がなくなる。そんな状態で、帰れと言われても困るという意見を患者さんや介護者の方からよく聞きます。第4期については、これだけ高齢者の方や認知症の方が増えてきているので、多くの施設入所待機者の方をどうするのかということを計画の見直しの中で考えなければいけない。安心して老後が送れる保障が欲しい。天引きで保険料は取られるのに、施設に希望して入れないのは情けないという声もよく聞きます。</p>
委 員	<p>国の考え方が、老健は別として特養は要介護4・5の重度者対応、3以下</p>

	<p>は待つ年数によっては入れるかもしれないが、その間に重度化する可能性はある。要介護1・2は在宅サービスで対応するという方向になっている。財源がどこから出るのか、消費税の問題もあるし、掛け金が増えるのではないかと反対する人もいる。国の参酌標準もあり、新居浜市の高齢化が進んでいるからといって施設を作るのは難しい。</p>
<p>委員</p>	<p>在宅でというときにヘルパーの人材が足りない。人材が確保できないので在宅での計画がたてられない。どこの事業所も施設もヘルパーの確保ができていない状態です。特に登録の人が足りない。施設も大変ですが在宅での計画をたてるのも大変になってきています。介護・看護全体的に人材は足りず、危機感を感じています。</p>
<p>委員</p>	<p>国の報酬基準が低いから介護職員の確保が難しい。これは個人や訪問介護事業所が一生懸命努力するだけではなく、住民全体で介護の問題を考えていかなければならない。施設をつくっても開設できない、ヘルパーも減ってきているという中で、「私も介護してみようか」と市民の中でも盛り上げて、そういう風土づくりをしていかなければならない。これは事業者だけでなく、行政にもその責任を負っていただきたい。福祉法人に任しているだけではだめ。行政や介護職員、市民全体で考えましょうという問題提起をしていただきたいと私は思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。利用者、高齢者が増えてきている中で介護者看護者職員の確保が難しくなっている。この問題を今後の策定の中で考慮して欲しいということでした。</p>
<p>事務局</p>	<p>療養病床の再編ということですが、愛媛県の地域ケア体制整備構想や第4期の愛媛県の計画などの構想とも整合性を取りながら進めていく必要があります。今現在、新居浜・西条圏域では療養病床の医療療養病床701人を23年度末には487人に削減しようという計画があります。当然、医療病床を削減するわけですから、削減した病床については老人保健施設に転換するという指導があります。その転換分については37%という参酌標準の外数にしましょう、無条件で認めますよ、という考え方です。介護療養病床については新居浜・西条圏域で262人で、これは23年度末までに0にすることです。これについては、介護保険の中から当然支払われる分ですから、外数にならないという状況になっています。病院からの退院を余儀なくされるというのは、医療の必要性があるかないかが基本になるとは思います。</p>

委 員	<p>現実では介護型の262床が0になったら、これがどこへ行くかと言うと特養・老健に行くんですよ。療養型の中で重度化しているわけですから。こうなるとこの3年の中でやっぱり施設を増やさざるを得ないのではないかと。療養型の関連した問題で参酌標準も変わっていくのではないかと。それに、新居浜市でどれだけ欲しいと言っても、愛媛県の計画と整合性を持たさなければならぬ。このようなことも議論していかなければならぬ。</p>
会 長	<p>次に、アンケート調査について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>アンケート調査票は4種類です。前回のアンケートの結果と今回の結果を比べて、変化の分析もしなければならぬということで、3年前のアンケートと内容は基本的に同じですが、ただ制度が変わったことなどで必要最小限の設問は見直しをしております。また、前回はありませんでしたが、事業所用のアンケートについて新たに追加しております。基本的には新規事業への参入意向の調査をベースとし、新たに追加しました。</p>
会 長	<p>その他、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>このアンケートですが、特定保健指導や特定健診についての項目が見うけられないのですが、このような制度の変化は、なかなか市民には周知されにくいということがありますので、そういうことを市民に知らせる文言が、個人的にはあって欲しいと思います。注射器の問題なんかも掲載するのは無理ですか。医療の部分に関係ないといえそうですが、やはり今後そういったことも大事になってくるのではないかなと思います。</p>
事 務 局	<p>今回アンケートの項目を絞り込むにあたって、基本的に前回と同様の設問にしました。しかし、特に一般高齢者用の調査票は項目が42問と大変多くなっています。お年寄りにアンケートをいただくときに、出来るだけ多く返してもらって高齢者の意向などを判断したいということがありましたので、出来るだけ今回の計画に関する項目にしています。当然、医療のことなども重要なのですが、アンケートを記入していただくことを考えるとできるだけ少ない項目の方がいいと考えた次第です。</p>
委 員	<p>よくわかります。質問は少ない方がいいと思いますが、在宅介護をどうするか、特定健診をどうするかといった時に情報に詳しい一部の人によって決められているのではないかという思いがあったので。</p>

事務局	<p>介護に関するアンケートなので介護に関する項目に絞らせていただいています。また医療については、県の保健所管轄で医療計画などもありますので、あまり混乱のないように絞らせてもらっています。我々も、高齢者を取りまく医療や介護、保険制度が劇的に変わっていく中で、制度が複雑で難解なために理解してもらうのが難しいのですが、可能な限り住民への周知徹底を図っていきたいと思っています。</p> <p>それと、日本が世界に類を見ないスピードで高齢化社会に突入しています。65歳以上の人口の割合が7%を超えたら高齢化社会、14%を超えると高齢社会と言われています。だから日本は高齢社会に突入している。世界に類をみないスピードで7%から14%の世界に突入して、国自体が非常に混乱の中でどういう高齢化社会へ対応していったらいいのか、すべてがそういうことで混乱の中にあるのかなと思います。日本に比べ、ヨーロッパなどはゆるやかなスピードで高齢社会を迎えている。団塊の世代でもっと高齢者が増えていく、これを今どうするのか、根幹の部分で国が今、議論しているところだと思います。なんとしても新居浜の高齢者の方に安心してもらえるような計画にしていきたい。ぜひ皆さんのお力を頂きたいと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局から説明がありました計画策定のスケジュール及びアンケート調査票について、ご了承お願いできますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
会長	<p>ありがとうございます。計画策定のスケジュール及びアンケート調査票について、ご了承いただきました。次に「その他」として、事務局から何か報告等がありますか。</p>
事務局	<p>ご了承いただきましたアンケートにつきましては、今月下旬に発送いたしまして来月初旬を目処に回答を回収して分析を行う予定です。なお、10月下旬に次回会議のご案内をする予定ですので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にはありませんでしょうか？</p> <p>それでは、予定いたしておりました議題は終了いたしました。長時間にわたりまして、熱心にご協議いただきましてありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>